



2009-1 2009/8/3

～全日赤女性部ニュース～

全日本赤十字労働組合連合会



いよいよスタート



育児のための短時間勤務制度が始まります

この8月から「育児短時間勤務制度（略：育短）」が始まります。初めての制度とですので、職場で戸惑いもあるかと思えます。職員が業務から完全に離れることなく育児を行うことを可能とするもので、利用者が活用でき、なおかつ職場の負担が増えない制度にしていかななくてはなりません。職場でよい制度になるよう労働組合としても注視していきましょう。



育児短時間勤務制度とは

職員が小学校入学前の子を育てるために、1週間の所定労働時間を短くする制度です。働く日および時間帯は本人が決めて、施設は事業（業務でない）の正常な運営を妨げる場合を除き、これを承認しなければなりません。

《対象職員》

正規職員、再雇用職員、職託・臨時・パートタイマー

*ただし、次の者は除く

再雇用職員の短時間勤務職員

週の勤務時間が38時間45分に満たない非常勤嘱託、パートタイマー、日々雇入れられた職員

当該職員以外に当該子を養育することができる場合

《対象となる子》

「子」は実子および養子に限る。同居し育てている状態であること。



勤務形態

(1) 交替制、断続制等の勤務者以外の職員

	1日の労働時間
週5日勤務	4時間
週5日勤務	5時間
週3日勤務	7時間45分
週3日勤務	2日間 7時間45分
	1日間 4時間
特別な場合は、 の働き方(任命権者が設けた形態)	

(2) 交替制、断続制等の勤務者

1週間当たりの勤務時間が19時間30分から25時間までの範囲内となる勤務（職員が自分で決める）

年次有給休暇

週の労働日数によって1月1日に付与される年次有給休暇（年休）の数が変わります

週5日	21日
週4日	17日
週3日	13日
週2日	9日